# 工事等におけるお願い

すみれ野自治会

工事等の実施にあたり、以下を必ずお守りください。

## 1. 法令の遵守

道路交通法をはじめとする各種法令を遵守してください。工事車両・営業車等による道路 交通法違反(駐車禁止・駐停車禁止の違反、消火栓・消火ホース格納庫周辺の駐車、二重 駐車等)は厳禁です。工事にあたって必要な駐車場はあらかじめ確保してください。一時 的であれ道路を占用する場合は、道路管理者から然るべき許可を得てください。

#### 2. 説明並びに安全対策の実施

通行の制限や道路を占用する工事、通行時の安全確保が必要な工事等を行う場合、あらか じめ影響が生じる住民に対して説明の上、合意を得てください。工事実施時は適切な安全 対策並びに誘導員を必ず設置してください。

#### 3. 深夜・早朝並びに休日の工事の禁止

深夜・早朝並びに休日に騒音や振動等を生ずる工事は行わないでください。

#### 4. 清掃の実施並びに工事関係者のマナー確保

道路等の清掃は必ず実施してください。路上や住宅地内でのゴミ・空き缶等の放置、私有地内への無断侵入等は厳禁です。コンクリートを含む液体や塗料等を溝・水路等に投棄する行為も厳禁です。

## 5. 現状復旧

工事に伴い一時的に移設や取り外す設備(自治会設置の防犯灯・安全対策設備等、市設置のカーブミラー等安全設備)がある場合、必ず事前に自治会と協議してください。工事後は必ず工事実施者の費用にて現状復旧または協議結果に従った対応をしてください。

#### 6. 住民向け説明会の開催

すみれ野自治会会長からの要請があった場合、速やかに住民向け説明会を開催してください。

上記についていずれかが遵守できない場合は、同意はできません。事後判明した場合は、 同意後であっても遡及して同意を取り消します。合わせて、同一事業者または関係者とみ なす者に対しても以後同意しない場合があります。ご留意願います。